



東京都家庭薬工業協同組合会報

かていやく

平成20年7月 通巻83号



ユキザクラ (雪桜)

かていやく

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上をはかることを目的とする。

定款 第1章 第1条(目的)より

目次

通巻83号 2008年7月31日

組合役員の改選について	3
副理事長就任にあたって	4
特集	
家庭薬を魅力あるものにするためには	5
第8回 JAPANドラッグストアショー	9
全国家庭薬協議会家庭薬キャンペーン報告	10
一般用医薬品の新しい販売制度	12
家庭薬ロングセラー物語／コロスキン	14
定款変更のお知らせ	16
委員会だより	17
総務、薬事、GMP、流通、厚生、労務、IT（情報技術）、 消費者対応、情報協業化、広告統計資料、広報誌	
事務局だより	24
編集後記	
表紙題字／第4代理事長	津村重舎
表紙写真／わかもと製薬㈱代表取締役会長	牧田潔明

表紙写真解説：ユキザクラ（雪桜）

雲南桜草の近縁種。真っ白い花と葉裏のワインレッドのコントラストが美しい。

組合役員の改選について

5月27日開催された第61回通常総会において任期満了に伴う理事・監事の改選があり、18名の理事及び2名の監事が決定されました。また、臨時理事会において堀理事長、風間副理事長及び牧田副理事長が引き続き選任されました。

平成20年6月11日定款変更が都知事から認可され、副理事長の数が2名から4名に増員されました。平成20年7月10日開催の定例理事会で新たな副理事長に太田美明氏が選出されました。



▲第61回通常総会

この結果、新役員は以下のとおりです。なにとぞ、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

東京都家庭薬工業協同組合役員一覧

*は新任者

相 談 役	太 田 昭 株式会社 太田胃散／会長		
理 事 長	堀 正 典 救心製薬株式会社／社長		
副 理 事 長	風 間 八左衛門 株式会社 ツムラ／相談役	牧 田 潔 明 わかもと製薬株式会社／会長	太 田 美 明* 株式会社 太田胃散／社長
理 事	堀 内 邦 彦 株式会社 浅田鮎／社長	大久保 温 イチジク製薬株式会社／社長	宇 津 善 博 宇津救命丸株式会社／社長
	山 崎 充 株式会社 金冠堂／社長	柴 賢 悟 株式会社 恵命堂／社長	渡 邊 康 一* 三宝製薬株式会社／社長
	大 泉 高 明 株式会社 大和生物研究所／社長	玉 川 幸 彦 玉川衛材株式会社／社長	宮 川 修 作 株式会社 東京甲子社／社長
	鈴 木 國 之 株式会社 トクホン／相談役	原 澤 純 一 原沢製薬工業株式会社／会長	竹 内 彪 衛 株式会社 山崎帝國堂／社長
	塩 澤 太 朗 養命酒製造株式会社／社長	藤 井 隆 太 株式会社 龍角散／社長	
監 事	喜 谷 和 夫 株式会社 キタニ／社長	福 井 厚 義 大東製薬工業株式会社／社長	

(7月10日現在)

副理事長就任にあたって

東京都家庭薬工業協同組合
副理事長 太田 美明



このたび、箱根にて開催されました7月度定例理事会の席上、堀理事長のご指名により出席理事のご賛同を頂戴致し、副理事長の重責を担う事となりました。昭和35年の販売制度が制定されて以来48年ぶりに薬事法が改正され、平成21年に施行されます一般用医薬品のリスク分類における三分類による表示の義務化と、第2類及び第3類医薬品の販売に携わる事が出来る登録販売者が新たに制定される等、業界を取り巻く環境が大きく変革を遂げようと致している中、浅学非才微力の私が大役を仰せつかる事となりまして、身の引き締まる思いではございますが、今後の家庭薬業界の振興発展に寄与すべく精一杯の努力と尽力を惜しまないつもりで居りますので、会員皆様には何卒宜しくご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、我が国の国民医療費は2007年度で33兆円、その内調剤医療費が5兆円で、私共のOTC医薬品は、市場ベースで1兆1,800億円、メーカー段階では7,000億円を切り6,950億円と年々市場が縮小化され厳しい現状をむかえて居ります。一時は医薬品の生産額に占めるOTC医薬品が15%前後で長らく推移致して居りましたが、ここ最近に至りましては10%を切っている状況が我々業界に大きな問題点を投げかけて居ります。一つは少子高齢化の問題であります。日本の人口は、2004年の1億2,778万人をピークに年々減り続けており、国立社会保障人口問題研究所の日本の将来推計人口白書によれば、2100年の予想人口は現在のおよそ半分の6,414万人になると推計発表致して居ります。1900年には、4,385万人でしたので、過去の人口に接近しつつ下降状況を取りつつあります。このままで推移致しますと、驚く事に3300年には0人となる推測も統計上出て居りますので、無策は悲観に繋がると云われて居ります。また、全国の子供の数は、27年連続して減少しており、特に2006年度の新成人は総人口に占める

割合が1.12%と、過去最低を記録致して居ります。OTC医薬品の過去の伸張は、この人口の自然増に助けられている事も一つの要因で、20代から50代までの勤労生活者、給与所得者が過去の経済成長と共に、医療に掛かる時間と疾病時に有給休暇を取る暇もなく、寸暇を惜しんで毎日勤務に精を出して高度成長に寄与している時こそが、OTC医薬品（大衆薬）の最も出番の多かった時と思って居ります。現在は65歳以上の高齢者がおよそ22.7%も占める中、猛烈に体を酷使して働いていた団塊の世代が一線を離れ、薬よりも体に優しいサプリメントに移行している状況が多く見受けられます。大衆の大衆薬離れといわれ、総合的な効き目を中心とした医薬品が飽きられてきている傾向も見られて居ります。したがってOTC医薬品も最近生活者が求めてきて居ります専門的な効能をアピールされた医薬品が望まれてきており、例えば、メタボリック症候群の一翼を担う分野や腸年齢の高齢化に伴う整腸薬、中高年女性の特異症状にターゲットを絞った婦人薬等がここ2年間のOTC医薬品のマーケット・サイズを久々に増大させて居ります。

私共家庭薬業界も過去に囚われず、今一度イノベーションをもって、訴求の絞り込みと見直しに専念致し、今後の消費生活者の視線位置の研究と世の流れをしっかりと研鑽致せば、この度の薬事法改正のタイミングを良い方向への一つの変化の手段ととらえる事が出来、家庭薬の振興発展に繋げていける道づくりになる事と思っております。

浅学な私なりの思いと抱負ではございますが、今後共会員皆様の多少なりともお役に立てれば幸甚と存じて居ります。

末筆になりますが、会員皆様のご事業の益々のご繁栄と当組合のご隆昌を祈念申し上げ、私の拙い就任のご挨拶とさせていただきます。

(株式会社太田胃散 代表取締役社長・代表執行役員)

家庭薬を魅力あるものにするためには

対談

元日本薬剤師会会長・佐谷圭一氏
東京都家庭薬工業協同組合理事長・堀正典氏

医療費の抑制、核家族の世帯の増加、生活スタイルの多様化といったように、医療環境や社会状況の変化に伴って一般用医薬品に対する生活者の考え方も変わりつつある。

そこで今回は、社会の変化を踏まえ、どのようにすれば家庭薬が生活者にとって魅力あるものにできるか、元日本薬剤師会会長の佐谷圭一氏と東京都家庭薬工業協同組合理事長の堀正典氏に語っていただいた。



プロフィール

佐谷圭一 ●元日本薬剤師会会長・アスカ薬局

1961年、明治薬科大学卒業。1963年、アスカ薬局開設、現在に至る。1974年～84年、日本薬剤師会常務理事、1984年～88年、日本薬局協励会副会長、1988年～98年、日本薬剤師会常務理事を経て、1998年～2002年、日本薬剤師会会長を務める。

薬局の現場からみる家庭薬

——佐谷先生は長年にわたって、薬局店頭で一般用医薬品を販売し、地域の方々と対峙してきましたが、現場の立場から家庭薬をどのように捉えていますか。

佐谷：私が薬局を開業したのは、昭和38年になります。今で言う“門前薬局”の店舗ではないので、地域の方々の信頼を得て、いかにして利用していただけるかが重要でした。地域の要望に応えていくためには、生活に根付いている家庭薬を大切に販売していくことは当然のことだったのです。

店頭で感じるのは、時代の流れのなかで、家庭薬に対する生活者の考え方も変化してきているということです。医者にかかることへの敷居が高かった時代は、かぜや多少のけがぐらいでしたら、どうにかして自分で治そうとしていました。不安なことは、家族や薬店の薬剤師などに聞いていくことで、病気に対する知識も増えていき、上手に家庭薬を取り入れていくことができていたのです。



けれども、近年子どもの医療費を無料化する自治体が増えてきたこともあって、調子が悪くなるとすぐに病院に行くようになりました。そうすると、もらった薬を服用するだけなので、自分で薬のことを考えなくなり、自分に合った薬というのも分からなくなってしまいます。

そういった意味では、生活者に家庭薬を選んでもらうためには、国民の薬に対する知識のベースアップが必要になってくるのだと思います。

堀：国民の薬に対する知識がなくなってきたのは、私も感じていることです。家庭薬は、家族や知人などからの口伝えなどによって、安全・安心な製品として長い歴史を刻んできました。人から人へと受け継がれるなかで、薬に対する知識もしぜんに伝達されてきたのだと思います。

しかしながら、核家族化が進み、次の世代へ伝えるということが少なくなってきた現代において、薬の知識自体が蓄積される環境が失われてきていると感じています。家庭薬メーカーとしては、薬に対する知識のレベルアップに対して、関与しなければならない時代がきているのでしょう。

——店頭で実際に家庭薬を販売し、感じていることを教えてください。

佐谷：店舗では一般用医薬品だけでなく、調剤薬も取り扱っています。調剤薬の場合は、注意する事項はたくさんあるものの、処方せんの内容どおり処方すれば、経験がなくてもある程度できてしまう部分があります。

「来年度からスタートする登録販売者制度を契機として、家庭薬メーカーは多様なチャンネルに向けた“安全・安心”な情報提供がカギ」という佐谷氏。

けれども家庭薬を販売する場合は、製品一つひとつの知識が必要になり、さらには家庭薬を使用する方の生活背景までも理解していなければ適切な対応はできません。極端な話に思えるかもしれませんが、若い薬剤師には、調子が悪かったときなどは、自分で家庭薬を使用してみるように言っています。自分で使用することで、商品の知識が増え、患者さんに対して適切な説明ができるようになるのです。

また、個々の患者様の生活の背景を知っていれば、食生活の改善などを含めたなかで、家庭薬を上手にすすめていくことも可能になります。もっと言えば、家庭の経済的な事情に合わせて薬をすすめることも必要なのです。

そういった意味では、「調剤薬をつくることができるのは3日。家庭薬を熟知することができるのは3年」と言えるでしょう。家庭薬を売れる人材が育つためには、ある程度の時間が必要なのです。人材育成のためには、薬学教育の段階から、一般用医薬品の知識を身につけることも大切だと思います。

堀： たしかに家庭薬を正しく理解してもらうためには、薬剤師のレベルアップも必要になってくるでしょう。最近では、薬剤師にも多くの薬の知識を深めてもらうために、大学で一般用医薬品の講座が開かれています。私どもとしてもこれから薬剤師になる方には家庭薬の知識を深めてもらうために、教育機関にもアプローチできればと考えています。

「生活者の変化に対応しながら家庭薬の存在をアピールすることが大切」という堀氏。

——店頭で薬を販売するにあたって何か工夫していたことはありますか？

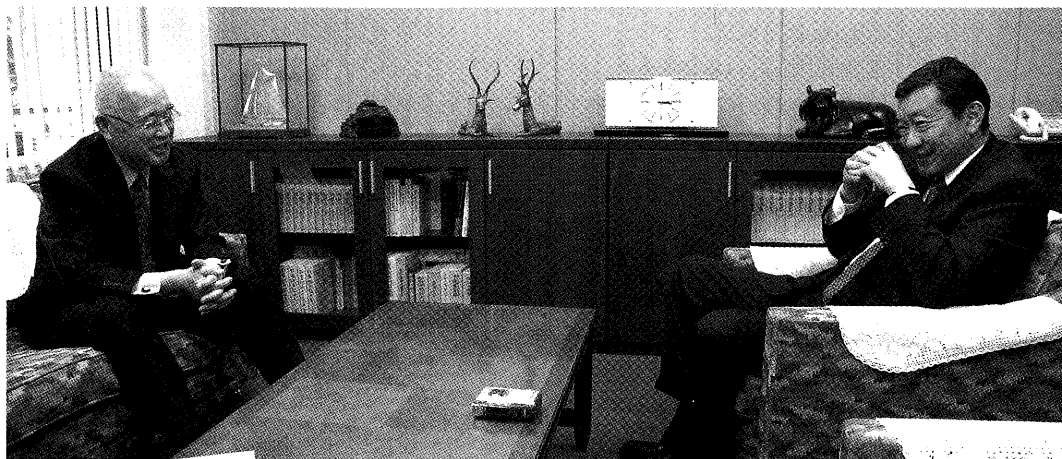
佐谷： 開業したころから常々、自分が渡した薬はお客さんに効果があったのだからと思っていました。薬剤師は薬をただ売っているのではなく、同時に効き目も売っているのです。店頭で薬を渡すだけでは不十分なのです。そこで、自分が売った薬が適切だったかを知るためにお客さんに住所と電話番号を聞きました。そして薬の使用後に症状が改善されたかどうかを電話でうかがったのです。そうしてお客さんの情報を収集し、カルテのようなものをつくったのです。ファイリングするのも工夫しました。同姓の方が多い地域でしたので、電話番号で検索できるようにしました。情報を元にきめ細かいフォローをしていくことで、地域の方々から信頼を得ることができました。

若者に家庭薬を普及させるためには

——若者に対して、家庭薬の魅力をどのように伝えればよいとお考えですか。

佐谷： 堀理事長がおっしゃられたとおり、若者





が家族を通して家庭薬の情報を得ると
いう環境は失われつつあるのだと思いま
す。若者にとって情報の収集方法は多
様化し、個々の生活スタイルに合わせて
選択されています。なかでも気軽にアク
セスできるインターネットやコンビニエ
ンスストアなどは、若者にとって情報収集
の主要な部分を占めるようになっている
のだと思います。

薬剤師を通して家庭薬の魅力を伝え
なければならないのは当然ですが、ある
程度若者の多様性に対応し、情報発信
していくことも必要な時代なのと思い
ます。

堀： 情報の多様化に対応しなければならない
というのは、その通りだと思います。イ
ンターネットへの対応としては、生活者
向けに情報提供する場として、ホームペ
ージの充実を図っていくと現在企画し
ています。例えば、新しく施行される販
売制度の内容を生活者に分かりやすく
説明すること、家庭薬の特徴を紹介す
るものなどを提供しようと考えています。

また、来年度からはじまる登録販売
者制度により、コンビニエンスストアでも
家庭薬を販売することが可能になりま
す。そのことにより、夜遅く薬を購入す
ることができ、若者だけでなく、多くの
人々にとって便利なものになるでしょう。

流通などの面で課題はありますが、コン
ビニエンスストアからの情報発信の方法
も考えていかなければならないと思っ
ています。

——他に家庭薬の魅力を広めていくために、ど
のような取り組みをしていますか？

堀： 現在、家庭薬に関するイベントを企画し
ています。「薬と健康の週間」の協賛行
事としてJR新宿駅西口広場イベントコ
ーナーで10月25日に「セルフメディケ
ーションと家庭薬」というテーマでイベント
を実施する予定です。こういった活動と
おして生活者に対して家庭薬の存在を
アピールしたいと考えています。

佐谷： そういったイベントがどんどん増えると、
さまざまな世代の方に家庭薬についてあ
らためて知っていただく機会になると同
時に家庭薬がもっと身近なものになるこ
とでしょう。

家庭薬の魅力は、“安全・安心”がキー
ワードになってきます。情報発信する際
は、そのことを意識していただければと
思います。

これから家庭薬メーカーがさまざまな
試みをし、“安全・安心”を武器にして家
庭薬がセルフメディケーションの一役を
担ってもらいたいです。

第8回 JAPANドラッグストアショー

これからも安心と信頼の家庭薬

第8回JAPANドラッグストアショー（日本チェーンドラッグストア協会主催）が、2008年2月29日～3月2日の3日間、幕張メッセにて開催されました。今年のテーマは～みんなで『セルフメディケーション派』宣言！「いらっしゃいませ」「こんにちは」つながる、ひろがる、あなたの街のドラッグストア～でした。全家協ブースに11社が共同出展し、家庭薬をより多くの皆様に知っていただくために各社が様々に工夫され、好評のうちに終了しました。主催者の発表によると3日間の入場者数は128859人に達しました。



共同出展社

(11社/50音順)

アラクス、イチジク製薬、
カイゲン、救心製薬、金冠
堂、三宝製薬、翠松堂製薬、
大幸薬品、ツムラ、長野県
製薬、わかもと製薬



全国家庭薬協議会 家庭薬キャンペーン報告

I 企画の意図

家庭薬メーカーは、その分野ではトップブランドが多いことから、協業化し、ブランド集約により向上した売場提案力をドラッグストアに強くアピールすることができるものと考えます。その結果として、店頭露出拡大や新規顧客開拓が可能になり、売上増が図れると予測されます。

II 企画概要

1. 展開期間

2008年4月1日(火)～5月6日(火)

2. 実施予定店舗数 440店舗

3. エンド対象商品 25社、25アイテム

4. 販促企画内容

①キャッチコピー

【新生活も元気にいこう! 常備薬で家内安全フェ

ア～備えて安心! 家庭薬～】

②売場での露出強化のための売場づくりと演出

- エンド1本に、対象商品をまとめて展開
- 専用パネルを設置してコーナー化
- お客様に立ち止まっていただくような独自キャラクター（オクスリ博士）を使用したデザイン・形状にて展開
- 「常備薬で家内安全フェア」帯POPにて売場を強調

③売場ツールで情報発信→常備薬の必要性を訴求

- リーフレットは商品情報とうんちくを盛り込み、興味を引く内容で構成
- 単品POPには商品特徴を記載し、分りやすく選びやすい売場に

④限定感ある特典プラス→ポイント施策を実施

- スギ薬局様において、効果実績がある「ポイント施策」を実施

⑤実施期間中のエンド展開状況確認作業

25社25アイテム一覧

	企業名	参加品目
1	株式会社浅田飴	固形浅田飴クールS
2	株式会社ツムラ	ラムールQ 80錠
3	株式会社龍角散	龍角散 20g
4	宇津救命丸株式会社	宇津救命丸 119粒
5	株式会社太田胃散	太田胃散A錠
6	救心商事株式会社	救心30粒
7	株式会社キンカン	キンカン120ml
8	株式会社トクホン	トクホンチールA
9	株式会社東京甲子社	コロスキン
10	養命酒製造株式会社	薬用養命酒1000ml
11	わかもと製薬株式会社	強力わかもと1000錠
12	和光堂株式会社	シッカロールキュア
13	三宝製薬株式会社	三宝はぐきみがき
14	大木製薬株式会社	パパビタミンゼリー5
15	小林製薬株式会社	ナイトール85 180錠
16	大幸薬品株式会社	セイロガン糖衣A 84錠
17	株式会社カイゲン	カイゲン 0.7g×26包
18	樋屋製薬株式会社	小児薬樋屋奇応丸KT(ハローキティーベーズ)
19	翠松堂製薬株式会社	百毒下し 1152粒
20	阪本漢法製薬株式会社	マムシグロン 100ml(3本+試供品)
21	七ふく製薬株式会社	丸薬七ふく 1600丸
22	横山製薬株式会社	イボコロリ 6ml
23	ワダカルシウム製薬株式会社	ワダカルシウム錠 900錠
24	イチジク製薬株式会社	イチジク洗腸30
25	長野県製薬株式会社	御岳百草丸





- 25社営業担当者により、440店舗全店確認作業を実施
- ⑥期間中販売実績数量(POS) 確認作業
 - 期間中の前年実績数量 (POS) との比較し、売上状況の確認作業を実施

Ⅲ 実績結果

- ①実施店舗数
440店舗中427店舗で実施(実施率97%)。
- ②施期間中のエンド展開状況確認
25社営業担当者100名強により1週間で、440店舗全店確認作業を実施。
- ③期間中販売実績数量(POS) 確認作業について
期間中の販売実績を確認したところ前年度売上数を超えていることを確認した。

※参考資料：25社25アイテム一覧、店頭エンド展開写真

IV 所見

スギ薬局の当該企画店頭実施率は当初目標80%に対して97%と大きく上回る結果が得られました。これは、スギ薬局商品部からの強い要請があったことと、また25社のメーカー営業が協力して、短期間に実施店舗をチェックする体制という圧力が大きな要因だと思われます。しかし、小売とメーカーどちらが欠けてもうまいかなかったと推測されます。

企画の結果は、POS数量データの前年比アップとなり、スギ薬局関係者に家庭薬の商品力の再認識を促しました。この結果は、家庭薬商品の商品力の強さの証明になったのではないかと思います。

本企画の実施にあたりまして、ご尽力・ご協力いただきましたスギ薬局関係者様並びに参加企業の関係者様に感謝ならびにお礼を申し上げます。

一般用医薬品の新しい販売制度

全国家庭薬協議会 薬事委員長 鹿島 健司

■一般用医薬品の販売方法が変更

平成18年6月14日に公布された、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)により、昭和35年の制定以来46年ぶりに医薬品の販売制度を抜本的に見直す改正が施行されることになり、平成21年度より家庭薬(一般用医薬品)の販売制度が大きく変わることになります。この制度改正は、一般用医薬品の販売に関して、リスクの程度に応じて専門家が関与し、適切な情報提供がなされる、実効性ある制度の構築を目的としています。

一般用医薬品の販売に際しては、医薬品のリスクの程度に応じて適切な情報を提供することが求められており、薬剤師と新たに導入される「登録販売者」がきめ細かく対応することになっています。これに伴い、家庭薬メーカーにとって、有効かつ安全で良質な製品を供給することに加え、卸、小売店、お客さまに、これまで以上に情報提供に努めることが求められています。このために、医薬品のパッケージや添付文書などへの「リスク区分表示」への対応、製品情報の充実など、今から準備すべき課題はたくさんありますが、家庭薬メーカーとして厚生労働省をはじめ小売関係の団体との連携を進め、来年4月の新販売制度の施行日に臨まなくてはなりません。

■制度改正のポイント

制度改正のポイントは以下の3点です。

1. 一般用医薬品のリスク分類
2. 登録販売者制度(一般用医薬品の販売を担う新たな専門家)
3. 適切な情報提供及び相談対応のための環境整備

本来、医薬品は効能効果とリスクを併せ持つもので、販売にあたっては、専門家の関与が必要です。現行制度では、薬剤師等の専門家が、家庭薬の販売にあたり、情報提供に努めることとされていますが、リスクの程度によらない一律の仕組みであるため、よりリスクが高い一般用医

薬品についての情報提供がおろそかになっているおそれがありました。

今回の制度改正では、一般用医薬品をリスクの程度に応じて3つのグループ(第1類～第3類医薬品)に区分し、このリスク区分ごとに専門家がメリハリのきいたアドバイス(情報提供や相談対応)を行うこととなります。そして、一般用医薬品の販売を担う薬剤師とは別の新たな専門家として、登録販売者の制度が設けられ、その他、購入者の視点に立って医薬品の適切な選択ができるよう、販売環境の整備を行うことになっており、具体的には、薬局・薬店の店舗の掲示や、医薬品の外箱表示の方法等が変わります。

1. 一般用医薬品の区分

一般用医薬品は表1のとおり、リスクの程度に応じて3つのグループに分かれます。一般用医薬品としての使用経験が少ないなど、安全性

表1 一般用医薬品のリスク分類

分類	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
薬事法上の規定	- その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害を生ずるおそれがある医薬品であって、その使用に関し特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの ※第2類医薬品を除く(まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの)	- その副作用等により日常生活に支障を来す程度のある医薬品であって厚生労働大臣が指定するもの ※第2類医薬品を除く(まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの)	第1類及び第2類以外の一般用医薬品(日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起るおそれがあるもの)
定義	- 再審査期間中の医薬品 - 市販調査期間中の医薬品 - 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの(毒薬又は劇薬に限る) - 告示で指定する有効成分を含有する製剤	- 専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの(毒薬又は劇薬を除く) - 専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの - 体外診断用医薬品 - 漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤 - 告示で指定する有効成分を含有する製剤	告示で指定する有効成分を含有する製剤
成分の例	ファモチジン(胃腸薬) ミノキシジル(頭髪用薬)	イブプロフェン(解熱鎮痛薬) インドメタシン(鎮痛消炎薬)	ビフィズス菌末(整腸薬) オキシドール(殺菌消毒薬)

上特に注意を要する成分を含むものを第1類医薬品、まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むものを第2類医薬品、日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むものが第3類医薬品として分類されます。

2. 一般用医薬品のリスク区分に応じた情報提供

一般用医薬品のリスクに応じた情報提供の仕組みは、表2のとおりです。リスク区分に応じて、対応する専門家や、情報提供の義務付けがあるか等が定められています。

表2 医薬品区分と情報提供の仕組み

リスク区分	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬剤師	薬剤師又は登録販売者	
質問がなくても行う積極的な情報提供	文書での情報提供を義務付け	努力義務	不要 (業事法上定めなし)
相談があった場合の応答	義務		

3. 登録販売者制度

登録販売者制度とは、一般用医薬品の販売を担う、薬剤師とは別の新たな専門家の仕組みで、各都道府県において、医薬品の種類（例えば、かぜ薬、整腸薬等）ごとに、主要な成分について、効能・効果、副作用などを理解しているか、一般用医薬品の販売に必要な資質を備えているかを確認する試験が実施されます。この試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者が登録販売者となり、登録販売者は、特にリスクが高く薬剤師のみが扱うことのできる第1類医薬品以外の一般用医薬品を扱う専門家とされています。登録販売者試験は、今年度から実施され、東京都や大阪府では8月には試験が実施されます。

4. 適切な情報提供及び相談対応のための環境整備

一般用医薬品のリスク分類、登録販売者制度の仕組みができることに伴い、購入者の視点に立って、医薬品の適切な選択を行うことができるよう、医薬品販売に関わる環境が整備されます。具体的には、下記のとおりです。

○薬局・店舗における掲示（取り扱う医薬品の種類、店舗にいる専門家の種類）

○リスク区分に関する表示（医薬品の外箱等に

リスク区分の表示）

○医薬品の陳列（リスク区分に基づく陳列）

○従業者の着衣や名札等（薬剤師、登録販売者、その他の従業員の区別の方法）

厚生労働省のホームページには、制度についての通知やリーフレット、試験問題作成の手引きや例題、リスク区分のリストなどが掲載されています。

■家庭薬メーカーの今後の対応

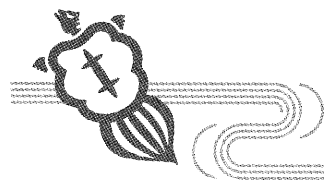
1. 返品問題について

「リスク区分」の表示に関する検討は、来年4月の完全施行に間に合うように生産、出荷体制を早急に整える必要があります。準備が遅れると2,000億円とも言われている膨大な返品が発生する可能性があり、地球環境に与える影響など社会的な損失が発生することは言うまでもありません。このような社会的な要因も配慮して、行政と業界が知恵を出しながら着地点を見出すことが必要な時期に差しかかっています。また、新販売制度への完全施行に伴う「商品の入れ替え」については、全国家庭薬協議会として関連小売団体との話し合いの場に積極的に参画し、混乱のない方策を見出す必要があります。

2. 情報の提供について

これだけ医学が発達した時代となった今もお大衆の根強い支持を受けており、日本の文化と位置づけている人もいる家庭薬は、古くから多くの人に信頼される品質であったことは言うまでもありません。新販売制度への移行に伴い、医薬品を販売している店舗は現在の約76,000店に販売を開始する可能性のある小売店が約68,000店加わることから、家庭薬には今まで以上に物流における品質と医薬品に係る情報の品質が求められる状況になってきました。

平成21年度から「医薬品」としての販売経験の少ない小売店が販売を開始することに対する十分な指導と対策が、家庭薬メーカーには期待されています。また、「リスク区分」の用語については、お客様に誤解を与えるおそれがあるので、誤解を与えない適切な用語を決めて全国家庭薬協議会として広報活動を行うことも考慮すべきではないでしょうか。



コロスキン

株式会社 東京甲子社

●(株)東京甲子社のルーツ

「コロスキンの出生の謎は、未だ解明されていない。なぜならば、それは、現在製造している東京甲子社の出生の不透明さに起因するからである。

会社誕生の経緯については、断片的な事象を挙げてみると以下ようになる。

- 大正 13 年 (1924 年)、甲子の年に、東京市の卸業の中西武商店さんとメーカー数社が親睦の会を結成し「甲子会」と命名された。
- 昭和 12 年、日中戦争の勃発で軍は多くの医薬品を必要とし、国は限られた資源の有効利用を掲げて、原料の管理、統制を開始し、翌年には薬品の原料までも配給制になったという。
- 昭和 16 年、太平洋戦争に突入し戦争が激しさを増すに従い、物資の生産、配給の効率化を目的として、企業整備の法令が定められた。売薬業（製造業）界もこれに従わざるを得ず、売薬営業者間の合併が進められた。企業整備令が出た時に甲子会のメンバーだった田中園製薬所はじめ 4 社が集まり、ここに昭和 18 年、(株)東京甲子社が誕生した。
- 昭和 19 年から、所在地は本社、工場とも東京市芝区三田四丁目で事業を開始した。合併当初の製造品目（指定医薬品外医薬品）は 62 品目にも及んだ。この 62 品目の中でコロスキンほか 2 品目は、現在に至っても継続して市場に提供できているのは大変な驚きであり、わが社の誇りでもある。

いくつかの事象をもって会社誕生までを推考したが、どこまでが事実に沿うか、或いは更なる曲折が存在したかは、大戦による資料焼失により不明である。

●「コロスキン」のルーツ

一方、「コロスキン」の名称は、横文字を併せて昭和 9 年に商標の出願公告が出されている。その商品の指定は『第 1 類の化学品、薬剤及び医療補助品』の区分であるが、この時点で商品が存在したか否か、名称が商品に先駆けて商標登録されたものかは不明である。

こちら、手元に資料が残っていない今、出生に関しては全くの闇である。

さて、「コロスキン」の名称の由来は、「コロジオンの被膜」と解釈している。この解釈が正しければ、現在のコロスキンの形態、使用の目的にも適っている。また、この意味を持って商標登録がなされたとすれば、昭和 10 年前後には商品が存在したとも考えられる。

また、「殺す菌」が語源であるとして、殺菌・消毒剤がスタートではないかとの社内意見もある。いずれにしても、誕生当時の処方に関する資料が皆無のため、想像の域を出ない。

当時のコロスキンの成分は、局方酢酸エチル、ヒマシ油、カンフル、アルコール、局外硝化綿、酢酸フーゼルであり、現在のコロスキンとは防腐、殺菌剤及び一部の溶剤が異なっているが、効能項目は現在より多く、凍傷、ひびをも適応としていた。これは、今私共の手元にあるコロスキンの処方に関する最も古い資料であり、これから推察するに、「コロスキン」の名称は「コロジオン」に由来する説のほうが説得力があると言える。

●戦後の混乱期から

- 昭和 20 年 5 月 25 日太平洋戦争の東京空襲で、芝区の本社、工場とも焼失し、品川区北品川四丁目に移転。合併時の品目のうち

11品目が、家庭薬処方整理実施要綱の存置処方及び基準処方を以って許可を得て、昭和21年には事業を継続することができた。

- 昭和23年、混乱の沈静化は見えても原料、資材等の調達には困難を極めた。コロスキンにあっては、溶剤の入手が困難になり、その処方内容を変更せざるを得なくなり、既存の溶剤を減じて、ベンゾールを追加処方した。
- 昭和25年4月、本社を千代田区神田旅籠町二丁目に移転。
- 昭和27年、薬効の強化のため、ホモスルファミンを追加処方。当時は特売商法が年中行事化しており、この年の特売案内書(資料1)には、景品の内容(金額)も明記されていて興味深い。商品(資料2)は、7グラム入り、販売価格は40円であった。
- 昭和32年、36年、処方成分と分量の一部変更を、平成2年には成分の名称変更(硝化綿をピロキシリンに呼称変更など)、適応症



▲資料1／特売案内書…1等は1万円であった



▲資料2／コロスキン(昭和20年代)

の整理を行い、現在のコロスキンになった。

- その後、工場は昭和37年に田無市に移転、更に昭和61年、山梨県韭崎市に移転。
- 本社は昭和56年に現在の千代田区岩本町三丁目に移転。

最初のコロスキンからは60数年、現処方では40数年が経っているが、いまだ消費者の満足を完全に得るまでには至っていない。使用時の皮膚刺激、溶剤の臭い等をはじめ幾つかの問題が提起されている。高分子のピロキシリンの溶解剤は限定されており、このままで刺激、臭いを除くことは難しく、被膜の素材から検討することが必要になってくる。また、被膜に関しては、物性試験(引っ張り強度試験、剥離試験など)により新素材の発掘と膜の性質を大学の研究室との協同で行ってきた。コロスキンの被膜の電子顕微鏡による1万倍を超える倍率での観察では、表面は極めて滑らかで細孔は観察されず、微生物(1 μ m)が進入できないことが示された。今後は、新素材の研究、被膜の性格の把握を進めることで、小部位対象の「液状絆創膏」から、もっと広い別の適応をも模索していきたい。

ホータイのいない液状絆創膏 コロスキン(11ml)



●効能

小切傷、すり傷、さかむけ、あかざれ

●用法・用量

患部を清潔にし、傷部のみに適量を塗り、そのまま静か

に乾燥させてください。(本剤は一瞬しみますが、1～2分そのままにしてください。乾燥すると刺激もなくなり、薄い被膜をつくり、傷口を保護します)

●成分・分量<100g中>

ピロキシリン	15.95 g
d-カンフル	2.8 g
ベンジルアルコール	4.0 g
ヒマシ油	3.0 g
酢酸エチル	63.55 g
酢酸ブチル	10.7 g

定款変更のお知らせ

平成19年5月から東家協において当組合の定款変更に従事いたしましたので、定款変更の内容等についてご紹介いたします。

組合定款の変更について

協同組合の根拠法である「中小企業等協同組合法」が2年連続で改正、施行されました。まず、平成18年5月1日に「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年7月26日法律第87号)による改正法が、さらに平成19年4月1日に組合の自治運営を効果的に機能させること等を目的として「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」(平成18年6月15日法律第75号)がそれぞれ施行されました。

今回の法改正の内容については、大規模かつ多岐にわたっており、組合の定款規定にも影響を与える箇所が相当数に及ぶこととなりました。

当組合でも、それらの法改正の趣旨に適切に対応するため、平成19年秋に東京都中小企業団体中央会から示された「定款参考例」を踏まえて、約40年ぶりに定款全体の見直し、変更を行うこととなりました。

定款変更には、総会での議決および所管行政庁の認可が必要となり、また、東京都中小企業団体中央会ならびに所管行政庁との相談・協議を行うこととされており、昨年の秋以降、理事会等に適宜、検討状況の報告をしながら、本格的な定款変更に向けた作業を進めてきました。平成20年5月の定期総会にて承認された実質的な変更ならびに新規追加条文は、下記のとおりです(なお、変更の条文番号は旧定款の、新規追加については新定款の条文番号)。

本定款変更は、平成20年6月11日、東京都知事から認可されました。

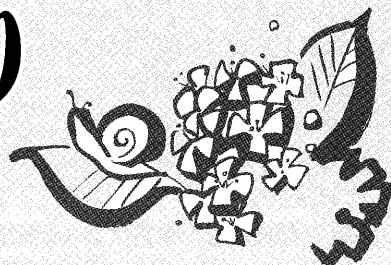
○変更(*本組合固有の変更条文)

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 第6条(規約) | 規約の改正等の手続追加 |
| 第18条(届出) | 現行の規定に加え、組合員名簿作成、備置き及び閲覧を追加 |
| 第25条(役員の任期)* | 任期を通常総会に一致させるよう、任期伸長規定を導入 |
| 第26条(員外役員)* | 監事については員外を認めない旨を明文化 |
| 第27条(理事長及び副理事長の職務)* | 副理事長の2名から4名への増員 |
| 第31条(役員の報酬) | 理事と監事の役員報酬の区分を明文化 |
| 第33条(職員) | 参事・会計主任と職員の条文を分離ならびに参事・会計主任の解任要件を追加 |
| 第42条(総会の議事録) | 総会議事録の記載事項を整備 |
| 第45条(理事会の議事)
及び第46条(理事会の書面議決) | 2条文を理事会の議決事項として統合し整備 |
| 第48条(理事会の議長および議事録) | 理事会議事録の記載事項を整備 |
| 第53条(再評価積立金)* | 同積立金の計上が実際上ないため、削除 |

○新規追加

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 第21条(会計帳簿等の閲覧等) | 会計帳簿閲覧または謄写の請求要件等を明文化 |
| 第29条(代表理事の職務等) | 理事長を代表理事とし、責任や権限を明文化 |
| 第39条(臨時総会の招集請求) | 臨時総会招集の要件を明文化 |

委員会だより



総務委員会

委員長 牧田 潔明
(わかもと製薬株式会社 会長)

3月21日に平成19年度の予算執行状況および平成20年度の組員への賦課金など予算編成の基本的事項について事務局から説明を受け検討が行われました。また、平成19年度事業報告案および平成20年度事業計画案について事務局より資料が配布され、概要説明がありました。

4月10日に平成19年度事業報告および収支決算、平成20年度の事業計画および収支予算並びに定款変更等通常総会に諮る事項について検討を行い、5月8日の理事会の審議を経て、5月27日の薬業健保会館における第61回通常総会で承認されました。定款変更に関しては東京都知事の認可が必要になりますので総会後ただちに認可申請を行っています。なお、定款変更内容に関しては、本文16頁に説明しています。

また全家協事務局業務受託代行に関する基本契約書に基づく覚書の更新の検討を行い、同じく第61回通常総会で承認されました。

改正中小企業等協同組合法の施行に伴い、組合の事業報告書および収支決算報告書等の様式が今年度の報告から大幅に変わっています。

組合財務につきましては、既に配付済の第61回通常総会資料などによりご承知のとおり、組員の皆様のご協力により引き続き健全な内容を維持しています。家庭薬ビルのテナントは

引き続き(株)タコフーズ(2階)と(有)中田写真事務所(3階)、高嶋哲夫税理士事務所が入居中です。

以上のとおり、総務委員会は決算・予算編成を中心に、全家協事務局機能の代行業務、家庭薬ビルの管理運営について適切に対応しています。

薬事委員会

委員長 田岡 照朗
(株式会社 龍角散 開発本部 安全管理部)

薬事委員会は、薬事法改正等に関連して直面する諸問題について、関係団体と連携し、懸案事項の検討を行っています。

販売制度の改正について、きわめて重要な省令が発出されました。5月21日に区分表示に関する改正省令が公布されました。その細部の内容について局長通知(薬食発第0521001号)も同日出されました。区分表示の方法として、記載事項、記載する場所、文字等の大きさなどを規定しています。また、区分表示を行った製品が新法施行日以前から製造販売されることが望ましく、シール等での対応を認めています。さらに経過措置として、シール対応品の販売期限が記されています。これらのことについては、説明会が5月26日(東京)、28日(富山)、30日(大阪)行われ、各社の対応が始まったと思われます。

一方、改正のその他の整備として、「医薬品の販売等に係る体制及び環境整備に関する検討会」が2月から月2回のペースで検討が行われて

います。6月に最終報告がまとまりました。ここでの検討は、1. 情報提供等の内容・方法、2. 情報提供等に関する環境整備(リスク区分、医薬品の陳列、添付文書の閲覧)、3. 情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制についての論議です。

登録販売者試験も、東京では8月12日に行われ、まさに販売制度改正は来年の施行に向けて突き進んでいます。以上のことはOTC5団体販売制度協議会において意見具申等を行ってきました。

日本薬局方16局改正に向けて改正案が出されました。大幅な改正がなされるようです。特に家庭薬独特の丸剤の製剤均一性試験の導入と散剤の溶出試験の追加等に関して当局への実情の提示を行いつつあります。

総合機構の情報提供システムHPへの添付文書掲載についても更なる充実をお願いいたします。

GMP委員会

委員長 池上 進

(救心製薬株式会社 常務取締役)

1. 委員会活動について

6月26日に行ったGMP研修会はいかがでしたでしょうか。行政の考え方に沿って薬事法を遵守し、より良い医薬品を提供していくために、今後もこのような場を設けたいと考えています。

恒例のGQP・GMP研修見学会を秋に実施する予定で調整しています。平成22年度に更新を迎える会社が多いと思います。本研修会に参加された皆様からは工場見学以外に情報交換の場とし好評を博していますので、更新をスムーズに行うため、この機会を利用いただきたく多数の方の参加をお待ちしています。

2. 最近の動向

日薬連品質委員会の20年度事業計画として下記の3項目が掲げられています。

- 1) 改正薬事法の全面施行に伴う問題点等の検討を行い、行政機関との協議を通じて、各

企業において円滑な品質保証業務が図られることに寄与する。

- 2) GQP・GMPの相互研鑽を目的とした、医薬品GQP・GMP研究会(第28回)を当局の協力を得て開催する。
- 3) GQP・GMPの適切な運用および科学技術水準の向上や国際化の進展に合わせたより高い品質保証業務を実現することに資するため、GQP・GMP解説書を発刊するとともに、コンピュータ化システムバリデーションについての新たなガイドラインを提案する。

(1) 第28回GQP・GMP研究会について

「品質保証業務レベル向上への課題」をテーマとして実施されます。

10月29日(水) 東京 九段会館

11月 5日(水) 大阪 メルパルクホール

11月12日(水) 富山 タワー 111 スカイホール

(2) 品質保証プロジェクトについて

下記の項目が検討されています。

- 1) 輸出用医薬品等の届出の取扱いの通知およびQ&Aと輸出用医薬品の証明書の通知(Q&A)と合わせて検討予定
- 2) 「軽微変更届と一変申請事例集」について東西で検討しているが、時間がかかりそうです。
- 3) 規格および試験方法の軽微・一変については5月22日に審査管理課、総合機構、業界間の打ち合わせを行っています。

(3) GQP・GMP解説書について

日薬連品質委員会(6/3開催)においてGMP省令第21条(原薬)～第32条(規則、雑則)の報告があり暫定案は出揃いました。現在暫定案につき見直しを行い、行政との調整が問題となりますが、今期中の発刊を目指しています。

(4) コンピュータ化システムバリデーションについて

GAMP5の公開により、カテゴリ分類を検討中です。その他、No.4開発業務のうち設計仕様書の作成、No.5検証業務、No.6運用管理や総則について検討・原案作成中であり、今期中の終了を目指しています。

なお、第28回GQP・GMP研究会において全般的な部分について示すとのことです。

流通委員会

委員長 赤阪 完一
(救心商事株式会社 常務取締役)

今日の経済環境は複雑で、不透明・不確実の時代となり、今後ますます構造的な経済環境の変化が起り、経営環境が厳しくなるものと考えています。また、成熟型消費傾向に合わせて小売業のニーズも、広域化・多様化しています。

2009年4月に施行となる改正薬事法については細部が固まりつつあり、それに対する対応は、一般用医薬品卸売業界にとって喫緊の課題であり、商品の供給方法の一体化等を含む卸企業間の合従連衡による一層の効率化が求められています。また、小売業界も医薬品販売の規制緩和を控え、再編が本格化するドラッグストア業界で積極的なM&A(合併・買収)が拡大しています。

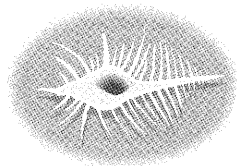
このような状況下、流通委員会は下記のテーマについて討議と情報交換を行い、会員相互の理解を深めるよう努めたいと考えています。

1. 流通委員会開催予定

<6月20日(金)：大阪で開催>

2. 情報交換テーマ

- (1)「一般用医薬品の新販売制度について」
- (2) 一般用医薬品卸問題
……卸の合併・提携等に伴う流通問題
- (3) ドラッグストアに関する流通問題と情報交換
- (4)「一般用医薬品プロモーションコード」遵守の推進
- (5) 医薬全商連「HNS推進懇談会」に関する情報交換
- (6) その他



厚生委員会

委員長 宇津 善博
(宇津救命丸株式会社 社長)

恒例になっている組合懇親会は、7月10日箱根湯本「河鹿荘」で組合理事会に引き続き午後6時から役員ほか組合員出席のもと開催されました。

第66回目の家庭薬軟式野球大会は、18チームが参加し、東京薬業健康組合グラウンドにて10月19日から毎日曜日に開催する予定です。昨年は週末に雨天が続き12月に入って決勝戦が行われましたが、今年の天気はどうでしょうか。なお、9月3日には野球委員会を、10月1日には組み合わせ決定等のためキャプテン会議を開催する予定です。

また、東京都家庭薬工業協同組合ゴルフ会(TKGC)については、今年は既に3月、5月に例会が行われています。組合の親睦の場として参加ご希望の組合員の方の入会をお待ちしています。

労務委員会

委員長 荒井 聡
(株式会社 ツムラ 取締役人事部長)

労務委員会では年4回、7月、9月、12月、3月に定例会議を開催しています。定例会議には加入各社の労務担当者が出席し、労務管理上の諸問題や法改正が予定されているテーマなどを取り上げ、法改正の内容の確認や、各社の対応方法等についての情報交換・検討などを行っています。

現在、秋山錠剤、浅田飴、イチジク製薬、太田胃散、河合製薬、救心製薬、金冠堂、東京甲子社、トクホン、養命酒製造、龍角散、わかもと製薬、ツムラの13社が加入しています。

また、人事・労務関連のテーマを扱うというと、重苦しい会議に思われがちですが、委員

会のメンバーも、毎年1～2名のメンバーの入れ替えはありますが、ほぼ顔ぶれも固定していて、和やかな雰囲気の中運営されています。

今回は、3月に実施した定例会議の報告をさせていただきます。例年、この時期は、春季労使交渉中ということもあり「昇給交渉に関する情報交換」を中心議題として開催しています。また今回の会議では、各社の要求の昇給に関する各社の進捗についての報告だけでなく、平成20年度からの法律の改正に伴う雇用延長制度の各社状況およびその対応や改正パートタイム労働法対策の状況についてなどの労務管理について意見交換が行われました。

以上、今回は「春季労使交渉」を主題とした委員会でしたが、年々会議内容が以前の賃金や人事制度といった内容だけでなく社員を取り巻く様々なテーマ（改正男女雇用機会均等法の対応やハラスメント対策、メンタルヘルス対策、パート対策など）について各社の抱えている問題を取り上げ、最新の高度な知識を習得することはもちろんのこと、他社事例も含めた幅広い情報を得て、具体策を立案し実行して、参加各社での問題を迅速に解決するべく有効な情報を提供して行きたいと考えています。

また、定例の会議だけでなく、労務委員会メンバー同士による労務問題についての直接情報交換をし、日々の労務問題の対応を行っていきたいと考えています。

定例会議は7月4日に開催し、「昇給交渉総括」「賞与交渉に関する情報交換」を中心に話し合いました。

IT(情報技術)委員会

委員長 福井 厚義
(大東製薬工業株式会社 社長)

1. 東家協／全家協HPの「おくすり紹介」ページの充実について

販売制度の改正を踏まえて、JSM-DBのデータを反映したリスク分類の表示ができるようなシステムができました。なお、JSM-DBセンタ

ーが公開を始めた時点で技術的には公開できますが、適切な公開時期を全家協・薬事委員会に確認した上で開始することを考えています。

2. 全家協HPの見直しについて

販売制度の改正により、今後、一般用医薬品に対する社会的関心の高まりが予想されます。これを前向きに捉えれば、家庭薬のユニークな価値を訴求する、絶好の機会と考えることができます。

そこで、生活者向けに情報提供の場として全家協HPを活用すべく、大家協・広報部会と協同でHP見直しプロジェクトを設置し、全家協HPの改訂を検討します。例えば、新販売制度の内容を生活者に分かりやすく説明することや、併せて家庭薬の特徴を訴求するコンテンツを充実させることなどが考えられます。今後、東西合同開催の委員会を通じて企画・制作に取り組んでまいります。

3. 「お取り寄せ相談薬局(仮称)」について

昨年末から試験運用を始めています。これまで生活者からのお問い合わせに対し、2件について本システムを用いてお取り寄せを実施しました。その結果、いずれも好評の内にクローズしています。

ただし、クローズへ至るまでの間には不測の状況も経験していて、その都度、機転を利かした柔軟な対応が必要になりました。手順書通りの杓子定規な対応では必ずしも円滑な活用ができず、かといって手順書をさらに重厚にすれば、実務担当者が手順書の理解に苦慮して運用が煩雑になるため、結果的に活用されない状況に陥ることが予想されます。そこで、今後さらに経験を積み、ITの有効利用を検討することで、誰もが使いやすいシステムにしようと考えています。

消費者対応委員会

委員長 堀口登志夫
(養命酒製造株式会社 薬事業務部お客様相談室長)

この半年間におきましては、定例委員会を2

回開催すると共に、当委員会の大きな活動テーマである、消費者対応担当者研修会並びに、大阪家庭薬協会との東西合同消費者対応委員会を開催致し、平成21年度より完全実施される販売制度改正への対応の在り方等の検討を通し、加盟各社消費者対応部門との情報の共有化を図るべく活動してまいりました。

以下に、簡単に活動内容について報告致します。

1. 消費者対応担当者研修会について

2月28日に、東京薬業健保会館にて、第11回目の消費者対応担当者研修会を開催致しました。本研修会は、例年どおり、加盟各社様の消費者対応担当者の実務に役立つべく、スキルアップと情報の共有化を目指した内容を最優先と考え、企画致しました。講師には、医薬品PLセンター事務局長の竹居正純氏、東薬工くすり相談部会くすり相談研究会会長の小林広一氏(エーザイ株式会社)を招聘しました。

竹居事務局長には、ここ数年にわたりご講演をお願いしていて、今回が最後となりましたが、企業担当者における副作用苦情への対応の具体的な留意点を中心に大変貴重なお話を拝聴できました。また、小林会長のご講演では、自社におけるお客様対応の業務全般について、お客様相談室のあり方、具体的な対応のノウハウ等を含む意義深いお話しが拝聴でき、当日の参加者には非常に有益な内容となりました。

さらに、昨年末に実施した販売制度改正に関するアンケート結果の報告、クレーム事例研究等、短時間ではありましたが、加盟各社様の担当者間における情報の共有化が図れたと思います。

2. 東西合同委員会について

3月12～13日に、静岡市内において第10回目の東西合同委員会を開催致しました。今回は、来年度より完全実施される、販売制度改正や登録販売者等に関する情報の共有化をメインテーマと掲げました。

そのため、講師には、今般の販売制度改正にかかわる厚労省検討会に委員を出している「NPO 納得して医療を選ぶ会」の代表である今井聡美氏に依頼しました。

このNPOはドラッグストアにおけるOTC医薬品の販売状況(販売員の情報提供の現状)についての実態調査を行うとともに、業界紙等にて販売実態をコメントされている団体です。

また昨年に引き続き、静岡県薬剤師会医薬品情報管理センター室長の大石順子先生をオブザーバーとして招聘し、消費者対応の観点からみた販売制度改正による今後の問題点等について積極的に意見交換を行いました。さらに、難クレーム事例研究等を通し、東西委員にとって、例年どおり実務に直結する貴重な情報交換、情報の共有化を図る会となりました。

3. 定例委員会について

平成20年度の活動方針や活動内容は、4月に開催致しました定例委員会にて決定致しました。基本的には、前年度の活動方針と活動内容を継続していくことと致しましたが、本年度は、新販売制度移行に対する円滑な推進支援を重要なテーマに掲げ、本制度に関し、外箱表示変更、登録販売者、新たな情報提供の在り方、小売業界の動向等、情報を収集し、相談業務からみた対応課題への取り組み等を速やかに検討し、加盟各社様の消費者対応に携わる担当者に対して、適切な情報を随時発信していくことと致しました。

さらに、メンバーにおけるスキルアップのため、新販売制度関連薬事法等の勉強会、他のOTC医薬品業界団体との意見・情報交換を介した関係強化を推進していきたいと考えています。

4. 「副作用被害救済制度の外箱記載に関するQ&A」作成について

昨年末に実施致したアンケート調査でもご案内致しましたが、今般のリスク区分表示にあわせ、「日薬連自主申し合わせ」にて救済制度を表示することになっています。

なお、アンケート調査結果において、加盟各社様より、「消費者からの様々な問い合わせ及びクレームが多く寄せられることが懸念される」とのご意見を多数いただきました。

この件に関し、既にご報告申し上げていますが通り、日薬連くすり相談部会平成19年度第2回にて、一般用医薬品関連団体で統一した対応

を取ることが確認され、本年1月に開催された第3回部会にてアンケート調査結果を報告致しました。

その後、4月に開催した日薬連くすり相談部会平成20年度第1回部会にて、講師として招請した医薬品医療機器総合機構健康被害救済部岡安企画管理課長と、副作用被害救済制度外箱表示に関する意見交換並びに、12月実施したアンケート調査結果を提出、問題点の共有化を機構側に要請致しました。

今般、一般用医薬品関連3団体(直販協・OTC薬協・全家協)で、情報の共有化、東家協等3団体で実施したアンケート調査結果に基づく表示に関するQ & A作成、今後の周知のあり方等検討することとなりました。

これまで2回にわたる会合を開催し、Q & Aを取りまとめ作業中です。本Q & Aにつきましては、完成次第、加盟各社様に配布する予定です。

以上、ご報告したように、当委員会におきましては、今後とも、メンバーで力を合わせ、委員会活動を通して、様々な情報を収集および発信しながら、東家協加盟各会社全体の消費者対応に関するスキルアップを図るべく、精力的な活動に取り組んで行きたいと考えています。

どうぞ、このような主旨をご理解いただき、今後とも、皆様におかれましては、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

情報協業化委員会

委員長 藤井 隆太
(株式会社 龍角散 社長)

当委員会が中心となって行ってきた活動を要約すると次の通りです。

1. 全国家庭薬協議会家庭薬キャンペーン

「家庭薬」の文字が日経新聞の紙面に登場するのは近年珍しいことですが、約2年前に続き今回も本企画についての記事が掲載されました。カテゴリートップクラスのメーカー25社が参加し、440店の対象量販店頭での展開率が

97%を実現し、平均店頭消化前年比が2けたアップに達した本企画は、家庭薬業界はもちろんのことOTC業界としても初めての成功事例と言えます。これは共同化による交渉力と各社営業担当者による全店の店頭フォロー、諸先輩方の陰ながらのご協力の賜と言えます。改めて関係者各位に感謝申し上げる次第です。同様の企画を継続するについては幾つかの課題も指摘されていますが、既に次回以降参加希望メーカーからのエントリーや各地量販企業からのコンタクトもあり、是非とも継続したいと考えていますので各位の一層のご協力を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

2. EDI化について

本件は2005年に「日本医薬品卸業連合会」からの対応要請により、経済産業省補助金事業の結果を受ける形で検討を開始しました。2社を代表例としたEDI化による試験運用結果は前号で詳しく報告済みですが、本件につきましては再編が続く卸業界の動向や販売制度改正による販路拡大の影響を見極め、改めて今後の方針を決定したいと考えます。

3. お取り寄せ相談薬局プラン(ロングテイル)

IT委員会が主幹で消費者対応委員会と共に推進中の本企画は多様化する消費者の志向に対応します。愛用者に望まれながらも流通のバリアーに阻まれ量販店頭に並びにくくなった製品を、愛用者近隣の一般薬局や調剤薬局に数日のリードタイムで届けることを狙っています。本件は「かかりつけ薬局」を奨励する行政の方針ともマッチした施策と言えます。

4. 展示会関係について

(1) 国際現代化中医薬及健康産品展覧会 (ICMCM)

一昨年、昨年に続き、本年も8月13日より香港で開催される展示会に共同出展する計画です。今回は過去実施した現地メーカー及び量販店本部訪問、衛生署によるプレゼンに続き、現地有力代理店の訪問を計画中です。これから香港への進出をお考えのメーカーばかりでなく、既に進出済みのメーカーにとってもセカンドオピニオンの情報収集を狙っております。

(2) イベント「セルフメディケーションと家庭薬」

「薬と健康の週間」にあわせて昨年実施した東京都薬用植物園でのイベントに続き、今回は10月25日(土)に社団法人東京都薬剤師会、社団法人東京都薬種商協会、社団法人東京薬事協会、社団法人東京生薬協会との共催によりJR新宿駅西口広場イベントコーナーに於いて東京都後援のイベントを計画中です。販売制度改正を控え、特保やサプリメントに対する医薬品の優位性を訴え家庭薬製品の使用機会を増やすべく製品展示を行う計画です。

(3) サッポロヘルス&ビューティーフェア2008

本件はドラッグストアショーに於ける家庭薬共同ブースが評判となり、10月25～26日に札幌のアクセス札幌で開催予定の展示会にお誘いがあったものです。札幌での共同展示は初めてですが参加希望数に応じた出展規模での出展を計画中です。

広報広告委員会広告統計資料部会

部会長 間部 薫一
(株式会社 金冠堂 専務取締役)

当部会の事業である2008年版「広告統計資料」の完成が、例年より1カ月半程遅れ、申し訳ありませんでした。

実は、資料の一部である人口動態統計①人口動態総覧、②死亡数・死亡割合・死亡の順位、③医薬品の生産額等の厚生労働省の発表が遅れたことが理由です。改めて深くお詫び申し上げます。

現在、当部会は6社からの委員で構成された各社が分担しながら資料を収集し、検討、編集、印刷を毎年1回行い、会員各社の皆様方および業界関係、労働厚生省都庁等へご送付させていただいています。どうぞ、当資料のご一読と共に活用頂ければ幸いです。何かご希望、ご意見等がある場合、当部会までお知らせください。宜しくお願い致します。

また、組合HPの組合員専用連絡掲示板も、平成20年3月8日をもって

(1) 2007年地上デジタル放送受信機器の国内

出荷実績12月の概況

(2) 2007年地上デジタル放送受信機器の月別出荷台数

等について新しい資料も入手しましたので差替え致しました。

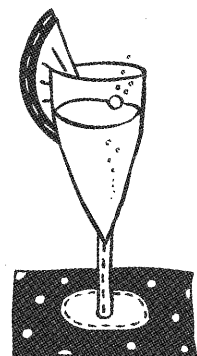
これからも、当部会として、内容の一層の充実を目指して活動していく覚悟でございます。皆様方の暖かいご支援を心からお願い申し上げます。

広報広告委員会広報誌部会

部会長 水谷 睦
(救心製薬株式会社 広告部長代理)

『かていやく』83号の編集会議を4月15日と7月7日に開催し、企画・校正を行いました。巻頭を飾る特集には、元日本薬剤師会会長の佐谷圭一氏と堀理事長に“家庭薬を魅力あるものにするためには”と題して、薬事法改正など社会情勢の変化に対するこれからの家庭薬の在り方や、いかにすれば若い世代にも魅力ある家庭薬となるかという点について対談をしていただきました。

キーワードはインターネットとコンビニということでした。とても貴重なご意見をお聞きすることができました。また、今回は来年4月からの薬事法改正についての記事も掲載しました。ご多忙の中、原稿にご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。



事務局だより

●5月15日

日本生薬協会において、「薬と健康の週間」の協賛行事としてJR新宿駅西口広場イベントコーナーで10月25日予定している「セルフメディケーションと家庭薬」の第1回実行委員会が開催されました。実行委員会は、東家協のほか、東京薬事協会、東京生薬協会、東京薬剤師会および東京薬種商協会で組織され、今後具体的な行事の内容について検討の予定です。

●5月23日

全国家庭薬協議会では東京薬業会館7階会議室において第43回定期総会を開催しました。本年は任期満了に伴う役員の改選があり、理事選任の後、牧田会長が引き続き会長に選出されました。

●5月27日

薬業健保会館会議室において、第61回通常総会を開催しました。平成19年度事業報告および決算、平成20年度事業計画および収支予算、定款変更等の議案が可決、承認されました。また、今年度は任期満了に伴う理事・監事の改選が行われ、本文のとおり理事18名、監

事2名が選任されました。総会を中断して開催された臨時理事会において堀正典理事長、風間八左衛門および牧田潔明副理事長が理事の互選により選出されました。

●6月26日

GMP委員会は、ホテルラフィーナ銀座においてGMP研修会を開催し、組合員会社のGMPおよび薬事担当者60名が参加しました。東京都薬事監視課医薬品指導係長および薬務課医薬品審査係長から「東京都における薬務行政の状況について」等のご講演をいただき好評のうちに終了しました。

●7月10日

7月定例理事会は恒例となった箱根湯本・河鹿荘で開催されました。平成20年6月11日付で東京都知事から認可された組合定款変更により副理事長の数が2から4に増えたので、新副理事長の選出を行ない、株式会社太田胃散 太田美明社長が3人目の副理事長に就任されました。理事会に引き続き厚生委員会主催の組合懇親会が行われました。

編集後記

毎日のように会っていればあまり気がつかないのだろうが、年に1〜2回しか会わなくなると、両親が確実に年を取っているのが感じられるようになった。「便りのないのは元気な証拠」と、普段は家庭や仕事にかまけて連絡さえもし

ていないが、今号の原稿を校正していて、ふと思い出した。そういえばウチの両親は二人とも、なにかあるとコロスキンを塗っていたなあ。早く帰れたら、たまには電話でもしてみるか…。

(株式会社 ツムラ 本多)

かていやく

通巻83号 2008年7月31日

編集人：東家協広報広告委員会広報誌部会

発行所：東京都家庭薬工業協同組合

〒104-0061東京都中央区銀座8-18-16

TEL 03-3543-1786 FAX 03-3546-2792

Eメールアドレス/tokakyo@tokakyo.or.jp

<http://www.tokakyo.or.jp/>

